

泉南市要介護認定及び介護給付業務等に伴う
業務委託公募型プロポーザル実施要領

泉南市 福祉保険部 長寿社会推進課

この実施要領は泉南市（以下「本市」という。）が、要介護認定及び介護給付業務（以下「本業務」という。）を令和6年8月から民間事業者に委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 公募事項

(1) 件名

泉南市要介護認定及び介護給付業務等に伴う業務委託

(2) 事業目的

本業務における要介護認定業務は、介護保険法の規定に基づき、被保険者からの認定申請受付から認定調査及び主治医意見書の依頼・回収、介護認定審査会による審査判定、認定結果の通知などを平成27年度より、アウトソーシング化している。近年、高齢者人口や要介護認定者数が年々増加しており、それに伴い要介護・要支援に係る申請件数も増加しているが、アウトソーシング化することによって、安定した市民サービスの供給、効率的な業務の遂行が行われている。

また、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、本業務との関連が大きいことから一体的にアウトソーシング化を行っている。

今後も、高齢者人口増加に伴い、要介護認定者数も増加が見込まれることから、引き続き、市民サービスの向上、コストの縮減を図っていく。

また、要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者も増加傾向にあり、住宅改修・福祉用具購入、並びに負担限度額認定に係る窓口対応業務をアウトソーシング化することで、効率的でより効果的な業務の遂行を図っていくものである。

加えて、増加する要介護認定申請に対応するため、調査員支援システムを導入し、迅速かつ適切な調査体制の構築を図る。

なお、本業務の運営にあたっては、個人情報の保護に十分留意したうえで、可能な限りの業務のアウトソーシング化を目指していく。

(3) 業務内容

【要介護認定事務】

- ① 認定更新の勧奨に関する業務
- ② 認定申請に関する業務
- ③ 主治医意見書に関する業務
- ④ 認定調査票に関する業務
- ⑤ 延期通知に関する業務
- ⑥ 認定審査会資料に関する業務
- ⑦ 認定結果に関する業務
- ⑧ 資格管理に関する業務
- ⑨ 付随業務

【介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務】

- ① 対象者の仕分け、申請書・資格証の発行
- ② チェックリストの受理・入力
- ③ 被保険者証の発行、送付

【給付関連業務（住宅改修・福祉用具購入委託業務）】

- ① 事前申請受付に係る業務
- ② 給付券・支給決定書に係る業務
- ③ 事後申請受付に係る業務

【給付関連業務（負担限度額認定業務）】

- ① 申請受付に係る業務
- ② 負担限度額認定症・決定通知書に係る業務
- ③ 不随業務

【認定調査員システム導入及び保守業務】

- ① 調査員システム導入
- ② 保守業務

(4) 履行期間

令和6年8月1日から令和9年7月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(5) 提案価格

見積書記載の提案価格の上限額は、1か月あたり2,205,170円(消費税及び地方消費税含む)とする。

提案価格を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

ただし、本市は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の増減又は削除があったときは、市はこの契約を変更し、又はこの契約を解除することができるものとする。

なお、ただし書きの規定によりこの契約が変更し、又は解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、市は、受託者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、市、受託者双方の協議にて定めるものとする。

2 応募資格

本業務に関するプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 泉南市建設工事等指名停止要綱(平成15年7月28日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。なお、令和6年度泉南市入札等参加資格を有しない者にあつては、当該措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (2) 泉南市暴力団等排除措置要綱(平成22年10月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。なお、令和6年度泉南市入札等参加資格を有しない者にあつては、当該措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、再生手続き開始の申立て又は更生手続き開始の申立てをしていない者、又はなされていない者であること。ただし、再生計画又は更生計画の認可がなされている者を除く。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続き開始の申立てをしている者又は開始の決定がされている者ではないこと。
- (6) 国税又は地方税(市府民税特別徴収納入金を含む)を滞納していない者であること。
- (7) 本市と同規模(人口6万人程度)以上の地方公共団体において、過去5年(平成31年4月1日～令和6

年3月31日)に1件以上の要介護認定事務業務、給付関連業務(福祉用具・住宅改修関連業務)、(負担限度額認定業務)、認定調査員システムの導入及び保守業務の受託実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できるものであること。

- (8) 居宅支援サービス又は介護保険施設等要介護認定の申請を行う側の事業者でないこと。
- (9) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (10) プライバシーマーク(略称:Pマーク)及びISO27001の認証を取得している者であること。
- (11) ISO9001の認証を取得している者であること。
- (12) 泉南市情報セキュリティ基本方針を遵守できること。

3 スケジュール(予定)

内 容	期日等
開始(市ウェブサイトに掲載)	令和6年4月18日(木)
参加表明書(様式1)及び法人(または団体)の概要調書(様式2)の提出期間	令和6年4月18日(木) ～5月2日(木)午後5時30分まで
本プロポーザルの参加資格確認結果通知	令和6年5月7日(火)午後5時30分まで
企画提案申請書(様式6)企画提案書、見積書の提出期間	令和6年4月18日(木) ～5月17日(金)午後5時30分まで
質問受付	令和6年4月18日(木) ～4月25日(木)正午まで
質問回答(予定)	令和6年5月1日(水)まで
参加不可理由説明要求受付期限	令和6年5月8日(水)～令和6年5月14日(火)午後5時30分まで
参加不可理由回答	令和6年5月17日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年6月3日(月)(予定、別途通知する)
審査結果の通知	令和6年6月3日(月)(予定)
非選定理由説明要求期限	令和6年6月4日(火)(予定)
非選定理由回答	令和6年6月14日(金)(予定)
契約締結予定日	令和6年6月20日(木)
選定結果の公表	契約締結後速やかに
引継ぎ業務開始(研修含む)	令和6年7月1日(月)
委託業務の開始	令和6年8月1日(木)

(1) 実施要領・仕様書の交付の方法

令和6年4月18日(木)から、下記の場所にて書面での交付及び市ウェブサイト上でのダウンロード

①書類の配布場所

〒590-0592

泉南市樽井一丁目1番1号 泉南市役所別館1階 福祉保険部 長寿社会推進課

②ダウンロード方法

泉南市ウェブサイト上からダウンロード可。

<https://www.city.sennan.lg.jp/business/nyusatu/koubo/index.html>

(2) 参加表明書(様式1)及び法人(または団体)の概要調書(様式2)提出期間

令和6年4月18日(木)～5月2日(木)午後5時30分まで

企画提案申請書(様式6)、企画提案書、見積書の提出期間

令和6年4月18日(木)～5月17日(金)午後5時30分まで

- (3) 参加表明書(様式1)及び法人(または団体)の概要調書(様式2)並びに企画提案申請書(様式6)、企画提案書、見積書の提出場所

〒590-0592

泉南市樽井一丁目1番1号 泉南市役所 福祉保険部 長寿社会推進課

- (4) 参加表明書(様式1)及び法人(または団体)の概要調書(様式2)並びに企画提案申請書(様式6)、企画提案書、見積書の提出方法
持参により提出すること。(泉南市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時30分まで)に提出すること。

- (5) 参加表明後の辞退

参加表明書(様式1)及び法人(または団体)の概要調書(様式2)を提出した後、都合により辞退する場合は速やかにプロポーザル参加申込辞退届(様式4)を提出するものとする。郵送の場合は、書留等送達過程が記録される方法により郵送すること。

- (6) 参加資格確認結果通知

本プロポーザルの参加資格確認結果の通知は、令和6年5月7日(火)から順次、参加表明書(様式1)を提出した全ての事業者へ通知する。

なお、通知方法は、提出書類に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送信し、追って通知書(市長印を押印したもの)を送付する。

- (7) 参加不可理由説明要求の受付

令和6年5月14日(火)午後5時30分まで

参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、書面(様式は問わない)により、参加不可の理由について説明を求められることができる。その場合は、上記日程までに、書面を持参または郵送により、3スケジュール(3)の提出場所へ提出または必着すること。(郵送の場合は書留等送達記録が記録される方法により郵送すること。)

- (8) 参加不可理由回答期限

令和6年5月17日(金)までに書面にて通知する。

- (9) 質問の受付

- ① 受付期間

令和6年4月18日(木)～4月25日(木)正午まで

- ② 質問の受付

本業務に係る質問については、参加表明書(様式1)を提出した者に限り受け付ける。

- ③ 提出方法

電子メールにて件名を「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、質問書(様式5-1)を添付して、次のメールアドレス宛に送信すること。電話及び直接来庁による質問には応じない。

メールアドレス kaigo@city.sennan.lg.jp

- ④ 質問の回答

令和6年5月1日(水)までに、質問書を提出した事業者に対して、質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する予定。

4 提出書類及び提出部数

- (1) 参加表明書（様式1） 1部
- (2) 法人（または団体）の概要調書（様式2）
- (3) 添付書類各1部

なお、令和6年度入札等参加資格を有する場合は⑤⑥⑦⑧の提出は要しない。

- ① 決算報告書（写し）
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（直近1年分）
- ② プライバシーマーク、ISO27001、ISO9001の取得状況について、認証の証書の写し
- ③ 本市と同規模（人口6万人程度）以上の地方公共団体において、過去5年（平成31年4月1日～令和6年3月31日）に1件以上の要介護認定事務業務、給付関連業務（福祉用具・住宅改修関連業務）、（負担限度額認定業務）、認定調査員システムの導入及び保守業務の受託実績が確認出来る書類の写し
- ④ 応募事業者の事業内容がわかる最新のもの（パンフレット等も可）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（写し可、証明日が参加申込書提出日から3か月以内のもの）
- ⑥ 印鑑証明書（写し可、証明日が参加申込書提出日から3か月以内のもの）
- ⑦ 納税証明書（完納証明書又は未納税額のない証明、写し可、証明日が参加申込書提出日から3か月以内のもの）

○法人の場合

- ・法人税並びに消費税（様式その3の3）
- ・都道府県税で未納がない旨記載の証明書（未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書）
- ・法人分の市税（課税されているすべての税目で未納がない証明書）
- ・法人代表者分の市税（課税されているすべての税目で未納がない証明書）

○個人の場合

- ・申告所得税並びに消費税（様式その3の2）
- ・都道府県税で未納がない旨記載の証明書（未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の個人事業税納税証明書）
- ・代表者の市税（泉南市で課税されている場合、課税されているすべての税目で未納がない証明書）

⑧ 暴力団等排除に関する誓約書（様式3）

- (4) 企画提案申請書（様式6） 1部
- (5) 企画提案書 10部（正本1部、副本9部（副本はコピー可））（様式は問わない）

企画提案書は、次の事項について仕様書を熟読作成の上、提案すること。

- ① 要介護認定業務及び介護給付業務実施に係る基本的な考え方を記載すること。
- ② 個人情報保護に対する措置内容・危機管理対策について提案すること。
- ③ 業務実施の前提となるコンプライアンスについて、社内における取組を提案すること。
- ④ スムーズな業務移行ができるための工夫について提案すること。
- ⑤ 優れた要員を確保するための現実的な取り組みを提案すること。
- ⑥ 受託業務開始前、及び受託業務開始後の要員教育について記載すること。
- ⑦ 業務責任者の業務経歴を記載すること。

- ⑧ 要員配置や業務運営に係る全体の組織・実施体制及び従事者の役割分担について提案すること。
- ⑨ 業務運営における正確性、公平・公正性の確保や市民サービスの向上及び効率化について、貴社の運営方法や貴社ならではの工夫を記載すること。
- ⑩ 苦情及びトラブル対応について基本的な考え方及び対応策を提案すること。
- ⑪ 対応できないトラブルが発生した場合、本市との連携方法や体制について提案すること。
- ⑫ 本市に対する定期報告に関する、報告内容や報告方法などについて提案すること。
- ⑬ 業務に関する市民サービス向上に資する独自提案を記載すること。
- ⑭ 本市と同規模（人口6万人程度）以上の地方公共団体において、過去5年（平成31年4月1日～令和6年3月31日）の同種・類似業務の実績について記載すること。

※同種・類似業務とは、1公募事項（3）業務内容に規定する要介護認定事務①～⑨、給付関連業務（住宅改修・福祉用具購入委託業務）①～③、給付関連業務（負担限度額認定業務）①～③、認定調査員システムの導入及び保守業務①～②について、地方公共団体の委託契約にて、全ての作業を含む作業実績のある業務とする。

(6) 経費の内訳を記載した見積書（消費税及び地方消費税含む）（様式は問わないが企画提案者の商号又は名称及び代表者職氏名の記名押印は要する）10部（正本1部、副本9部（副本はコピー可））長期継続契約につき、令和6年8月1日～令和9年7月31日（3年間）までの総額（消費税及び地方消費税含む）、経費の内訳を記載した1ヶ月あたりの見積額（消費税及び地方消費税含む）を記載すること。

(7) その他の留意事項

ア 企画提案書の様式等

- (ア) 用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとする。
- (イ) 文字サイズは、10ポイント以上で作成とする。
- (ウ) 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (エ) 両面印刷で50ページ以内（表紙はページ数に含めない）とし、印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- (オ) ページ番号を付けること。

イ 企画提案書の作成について

- (ア) 仕様書及び本要領「4（5）企画提案書」を踏まえること。
- (イ) 提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。
- (ウ) 仕様書以上の業務項目や内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。

5 業者選定方法

(1) 審査方法

委託事業者の選定は、泉南市要介護認定及び介護給付業務等に伴う業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の審査において選定する。

(2) 審査方式

審査はプレゼンテーション及びヒアリング審査等により行う。

ア 実施日場所

令和6年6月3日（月）泉南市役所において実施する。

詳細については、別途通知する。

イ 実施時間

1 事業者につき50分程度（時間配分の目安：プレゼンテーション30分以内、質疑20分）とする。

※プレゼンテーション前に準備が必要な場合は、10分程度の準備時間を別途設ける。

ウ その他

- (ア) プレゼンテーションで使用する資料は、企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止とするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- (イ) プレゼンテーションに際し、プロジェクター等の機材の使用を認める。パソコンを使用する場合は各自で用意すること。本市からは、プロジェクターについては貸与できるものとする。
なお、その際は事前に申し出ることとし、プレゼンテーションの前日までに動作確認を行うことができるものとする。動作確認をする場合は事前予約すること。
- (ウ) プレゼンテーションの出席者数は、プレゼンテーションを行う者1名、その他補助するもの4名以内の計5名以内とする。
- (エ) 遅刻または欠席した場合は、参加申請を辞退したものとみなす。

(3) 選定方法等

- ア 企画提案書等提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査の内容を評価し、全委員の合計点数が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。
- イ 委員会は審査基準表に基づき、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点する。
- ウ 価格点（費用の設定）を除く全委員の合計点数（900点）の6割である540点を最低基準点とする。最低基準点を満たさない場合は優先交渉権者及び次点者を選定しない。
- エ 合計点数が同点の事業者が複数いた場合は、見積金額の低い事業者を優先交渉権者及び次点者とする。
- オ 合計点数が同点であり、かつ、見積金額が同額の事業者が複数いた場合は、選定委員会の合議により優先交渉権者及び次点者を決定する。
- カ 企画提案者が1者の場合でも、審査を実施し、審査基準の合計点が、最低基準点以上であれば、優先交渉権者として選定する。

6 審査及び審査基準と配点

(1) 審査

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う優先交渉権者を選定するためのものであり、企画提案書によって企画力や実現の可能性、業務遂行能力などを審査するが、具体的な契約内容及び委託金額は本市との交渉を通じて決定する。

(2) 審査基準と配点

企画提案書等提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査により、次の審査項目について、次に示す審査基準と配点に基づき評価を行い、総合的に判断する。

提案項目	評価項目に対する視点	求める記載内容	配点
1. 基本事項			10点
	①本件に関する基本的な考え方	ア：介護認定業務及び介護給付業務実施に係る基本的な考え方を記載してください。	(10点)
2. 実務実施における前提条件			20点
	①個人情報の保護	イ：個人情報保護に対する措置内容・危機管理対策について提案してください。	(10点)
	②社内コンプライアンス体制 ③環境及び品質管理	ウ：業務実施の前提となるコンプライアンスについて社内における取組について	(10点)
3. 準備業務			20点
	①準備業務の実施方法	エ：スムーズな業務移行ができるための工夫について提案してください。	(10点)
	②要員確保	オ：優れた要員を確保するための工夫について提案してください。	(10点)
4. 要員教育			20点
	①要員の知識及び能力の維持向上	カ：受託業務開始前、及び受託業務開始後の要員教育について記載してください。	(20点)
5. 業務実施体制			25点
	①統括責任者の業務履歴	キ：業務責任者の業務経歴を記載してください。	(5点)
	②業務体制	ク：要員配置や業務運営に係る全体の組織・実施体制及び従事者の役割分担について提案してください。	(20点)
6. 業務運営			70点
	①正確性、公平・公正性の確保	ケ：業務運営における正確性、公平・公正性の確保や市民サービスの向上及び効率化について、貴社の運営方法や貴社ならではの工夫を記載してください。	(15点)
	②市民サービスの向上及び効率化		(30点)
	③トラブル対応	コ：苦情およびトラブル対応について基本的な考え方及び対応	(20点)

		策を提案してください。	
		サ：対応できないトラブルが発生した場合、本市との連携方法や体制について提案してください。	
	④業務報告	シ：本市に対する定期報告に関する、報告内容や報告方法について提案してください。	(5点)
7. 独自提案			15点
	①独自提案	ス：この業務に関する市民サービス向上に資する、独自提案を記載してください。	(15点)
8. 費用見積額			20点
	①費用見積額		(20点)

7 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知等

審査結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者に令和6年6月3日（月）に通知する。また優先交渉権者に選定された事業者については、その旨を付して通知する。

なお、通知方法は、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送信し、追って通知書（市長印を押印）を送付する。選定に関する異議等は受け付けない。

(2) 非選定理由の説明要求

令和6年6月4日（火）午後5時30分まで

優先交渉権者として選定されなかった企画提案者は、上記の日程までに、3スケジュール（3）の提出場所へ、書面（様式は問わない）を持参または郵送により提出または必着することにより、非選定の理由について説明を求めることができる。（郵送の場合は書留等送達記録が記録される方法により郵送すること。）

(3) 非選定理由の回答

令和6年6月14日（金）までに書面にて通知する。

(4) その他留意事項

委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

8 参加者の失格

企画提案申請事業者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象からの除外）とする。なお、（1）～（5）に該当した場合は別途、入札に準じて指名停止等の措置を講じる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募条件の内容を意図的に開示した場合

- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (6) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合
- (7) 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (8) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (9) 企画提案書の見積書に関し、実施要領1 公募事項（5）の提案上限額を超える金額を提案した場合
- (10) 指定した時間に遅れたとき
- (11) プレゼンテーションを欠席したとき

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者に選定された事業者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。なお、優先交渉権者との契約締結の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 契約予定日 令和6年6月20日（木） 【予定】

(3) 契約保証金

受託者は本市との契約締結までに、泉南市財務規則（昭和59年3月22日規則第4号）第125条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第127条の各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除することができる。

10 審査結果の公表

審査結果の公表は、下記のとおり行うものとする。

- (1) 公表場所 泉南市情報公開コーナー（泉南市役所本館1階）及び泉南市ウェブサイト
- (2) 公表時期 契約締結日以後速やかに
- (3) 公表内容
 - ①契約者並びにその提案金額と評価点
 - ②全提案者の名称（申込順）
 - ③全提案者の提案金額と評価点（得点順）
 - ④その他必要な事項

ただし、提案者が2者以下の場合は、③は公表しない。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期限終了後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めません。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがある。
- (6) 企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。
- (7) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 市は提出された企画提案書等について、泉南市情報公開条例（平成11年10月4日条例第17号）

の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 2 問い合わせ先

〒590-0592

住所 泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市役所 福祉保険部 長寿社会推進課

電話 072-483-8251

FAX 072-483-6477

電子メール kaigo@city.sennan.lg.jp

担当 小川 梶田